○財務省令第四十六号

法人税法（昭和四十年法律第三十四号）及び地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）を実施するため、法人税法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年四月十五日

財務大臣　麻生　太郎

法人税法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令

法人税法施行規則等の一部を改正する省令（令和二年財務省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）第三十二条第二項の改正規定中「別表十七㈢の八」を「別表十七㈢の二」に、「別表十七㈢の十二付表」を「別表十七㈢の八」に、「、別表十八及び別表十八付表」を「及び別表十八から別表十八付表二まで」に改める。

第一条のうち法人税法施行規則第三十四条第二項の改正規定中「、別表十八及び別表十八付表」を「及び別表十八から別表十八付表二まで」に改める。

第一条のうち法人税法施行規則第六十一条の二第三項及び第六十一条の四第三項の改正規定中「別表七㈠付表四」を「別表七㈠付表五」に改める。

第一条のうち、法人税法施行規則別表一の記載要領第四号(1)を同号(6)とし、その前に次のように加える改正規定のうち同号(5)中「別表六（三十一）「31」」を「別表六（三十五）「31」」に改め、同第九号の次に一号を加える改正規定のうち同第十号中「限る。）」の次に「又は通算親法人である協同組合等のうち租税特別措置法第42条の３の２の規定の適用を受けるもの」を加える。

第一条のうち法人税法施行規則別表一の次に一表を加える改正規定のうち、別表一付表の表中「中小通算法人の軽減対象所得金額の計算に関する明細書」を「中小通算法人等の軽減対象所得金額の計算に関する明細書」に、

他の中小通算法人の所得金額の合計額 （別表十八「４の計」）－(1)

を

他の中小通算法人等の所得金額の合計額 （別表十八「４の計」）－(1)

に改め、同表の記載要領第一号中「、中小通算法人」を「、中小通算法人等」に、「をいう」を「又は通算親法人である協同組合等のうち租税特別措置法第42条の３の２（中小企業者等の法人税率の特例）の規定の適用を受けるものをいう」に、「当該中小通算法人」を「当該中小通算法人等」に改め、「同項」の次に「又は同条」を加え、同第二号及び第三号中「中小通算法人」を「中小通算法人等」に改める。

第一条のうち、法人税法施行規則別表三㈠の表の改正規定中「改め」を、

「

調整地方税額に係る控除額 ㉔＋（別表一「12」＋「41」）×10.4％×20％

を

調整地方税額に係る控除額 ㉔＋（別表一「12」＋「41」）×10.4％－（別表六(二)付表六「７の計」）×10.4％）×20％ （マイナスの場合は０）

に改め

」に改め、同表の記載要領第四号の改正規定中「又は租税特別措置法」を「租税特別措置法」に、「若しくは同法」を「又は同法」に改め、同号に次のように加える改正規定のうち同号㈣中

「「中小企業者等以外の法人（（別表一「２」＋「５」＋「７」－「12」－「41」）－別表六(十三)「17」－別表六(十四)「22」－別表六(十五)「24」－別表六(二十二)「22」－別表六(二十三)「23」－別表六(三十三)「28」－別表六(三十四)「13」）㉒」を「「中小企業者等以外の法人（（別表一「２」＋「５」＋「７」－「12」－「41」）－別表六(十三)「17」－別表六(十四)「22」－別表六(十五)「24」－別表六(二十二)「22」－別表六(二十三)「23」－別表六(三十三)「28」－別表六(三十四)「13」）㉒」に改め、同改正規定中同号㈣を同号㈢とする。」

第一条のうち法人税法施行規則別表三㈠の次に二表を加える改正規定のうち別表三㈠付表一の表中

外国子会社等から受ける剰余金の配当等の益金不算入額 （別表八(二)「26」）＋（別表十七(三の四)「27の計」）

を

外国子会社等から受ける剰余金の配当等の益金不算入額 （別表八(二)「26」）＋（別表十七(三の七)「27の計」）

に、

課税対象金額等の益金算入額 （別表十七(三の八)「28」）＋（別表十七(三の九)「９」）＋（別表十七(三の十)「11」）

を

課税対象金額等の益金算入額 （別表十七(三の二)「28」）＋（別表十七(三の三)「９」）＋（別表十七(三の四)「11」）

に改める。